

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃料金の申請に  
際し、原価計算書を省略できる場合について

道路運送法施行規則第10条の3第3項により、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金の申請に、原価計算書その他の運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の添付が必要がないと認める場合を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月23日

北海道運輸局長 中本光夫

記

申請しようとする基本運賃が、公示した自動認可運賃と同一である場合。

附則

この公示は、平成14年2月1日以降に申請のあったものから適用するものとする。